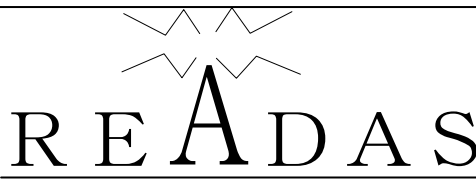


第 5426 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 3月11日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 小規模事業者の現金主義

Q：小規模事業者には現金主義の経理方法が認められているようですが、どのようなになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

青色申告者のうち前々年分の不動産所得の金額と事業所得の金額の合計額（青色専従者給与又は事業専従者控除額を引く前の金額）が300万円以下の方は、現金主義の方法で経理することが認められています。ただし、この方法を採用するためには、その採用しようとする年の3月31日までに所轄税務署長に届出をしなければなりません。

現金主義とは、現実に現金を収入した時または支出したときに収入金額又は必要経費の計上時期とする方法で、次のように計算します。

①総収入金額は、その年中において現実に収入した金額によりますが、この収入には現金収入のほか、小切手受領、受取手形の期日到来や割引による収入その他経済的利益による収入も入ります。また、棚卸資産の自家消費や贈与の場合も一般と同様に総収入金額に算入しなければなりません。

②必要経費は、その年中に現実に支出した金額によりますが、この支出には現金支出のほか小切手振出、支払手形の期日到来による支出も入ります。また、支出の伴わない償却費、事業用資産の損失も必要経費に算入されますが、貸倒金や引当金などは算入できません。10万円の青色申告特別控除が適用できます。

